

虻田町・洞爺村合併協議会

合併協定書

平成17年 3月28日

虻田町・洞爺村

目 次

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新町の名称	1
4	新町の事務所の位置	1
5	財産、公の施設等の取扱い	1
6	新町建設計画の策定	1
7	地域審議会及び地域自治組織の取扱い	1
8	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	2
10	地方税の取扱い	2
11	一般職の職員の取扱い	2
12	特別職の身分の取扱い	2
13	条例・規則等の取扱い	3
14	事務組織及び機構の取扱い	3
15	一部事務組合等の取扱い	4
16	使用料・手数料の取扱い	4
17	公共的団体の取扱い	4
18	補助金、交付金等の取扱い	4
19	町名、字名の取扱い	5
20	慣行の取扱い	5
21	国民健康保険事業の取扱い	5
22	介護保険事業の取扱い	5
23	コミュニティ関係事業	5
24	姉妹都市・友好都市	6
25	電算システム	6
26	広報公聴関係事業	6
27	納税関係事業	6
28	防災関係事業	6
29	地域交通関係事業	6
30	障害者福祉事業	6
31	高齢者福祉事業	7
32	児童福祉事業	7
33	保育事業	7
34	その他の福祉事業	7
35	保健衛生事業	7

3 6	健康づくり事業	8
3 7	医療施設関係事業	8
3 8	環境対策事業	8
3 9	農林水産関係事業	8
4 0	商工観光関係事業	9
4 1	建設関係事業	9
4 2	上下水道事業	1 0
4 3	学校教育事業	1 1
4 4	社会教育事業	1 1
4 5	その他の事業	1 1
(別紙)	虻田町及び洞爺村の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議書	1 2

1 合併の方式

虻田町及び洞爺村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月27日とする。

3 新町の名称

新町の名称は「洞爺湖町（とうやこちょう）」とする。

4 新町の事務所の位置

- 1 新町の事務所の位置については、現虻田町役場（虻田郡虻田町字栄町58番地）とする。
- 2 現洞爺村役場（虻田郡洞爺村字洞爺町96番地）は、住民サービスの低下を招かないように、総合支所とする。

5 財産、公の施設等の取扱い

2町村の所有する財産、公の施設及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。

6 新町建設計画の策定

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

7 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定による「地域審議会」を、合併前の虻田町及び洞爺村の区域ごとに設置する。
- 2 地域審議会の設置については、別紙「虻田町及び洞爺村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」のとおりとする。

8 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 2町村の議会の議員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き新町の議員として在任する。
- 2 合併後、最初に行われる選挙により選出される新町の議会の議員の定数は、18人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づき、旧町村ごとに選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、次のとおりとする。

虻田町の区域	12人
洞爺村の区域	6人

また、選挙区の設置については、1回を原則とし、新町において協議する。

9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 新町に1つの農業委員会を置く。
- 2 2町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、13人とする。
また、選任する委員については、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員を各1人、議会推薦委員を2人とする。
- 4 農業委員会の選挙による委員の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、旧町村ごとに選挙区を設け、各選挙区ごとの委員の定数は、次のとおりとする。

虻田町の区域	5人
洞爺村の区域	8人

10 地方税の取扱い

2町村で差異のない税制については、現行どおり新町に引き継ぐものとする。2町村で差異のあるものについては、次のとおりとする。

- 1 個人町村民税の納期については、洞爺村の例により、年4回とし、合併時に統一する。また、均等割の非課税限度額に係る加算額については、虻田町の例により、合併時に統一する。
- 2 固定資産税の納期については、5月、7月、9月、11月の各々1日から末日までの年4回とする。
- 3 入湯税については、洞爺村の例により、合併時に統一する。ただし、宿泊又は日帰りの学生の区分の税率については、1人1日75円で調整する。

11 一般職の職員の取扱い

2町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

- 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の勤務条件及び給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一する。
また、職員給与については、新町において給与格差の是正に努める。

12 特別職の身分の取扱い

常勤の特別職

- 1 新町の職務執行者については、2町村長が別に協議して定めるものとする。
- 2 常勤の特別職の身分については、法令等の定めるところによる。
- 3 給料月額については、類似団体の例をもとに2町村長が別に協議し、速やかに調整する。

非常勤の特別職

- 1 議会議員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の例をもとに速やかに調整する。
- 2 行政委員会委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。
報酬額については、現行報酬額及び類似団体の例をもとに速やかに調整する。
- 3 その他条例で定める審議会等の附属機関について、新町において設置すべき必要のあるものの人数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに速やかに調整する。

1 3 条例・規則等の取扱い

- 1 合併協議会で協議、確認された各種事務事業等に関する条例・規則等については、それぞれの調整方針に基づいて調整する。
- 2 2町村同一に制定されている条例・規則等については、原則として、現行の例により調整する。
- 3 類似、相違しているもの及び1町村に制定されているものについては、原則として、調整統一することとし、支障のないよう、適切に整備する。
- 4 新町の条例・規則等の施行にあたっては、次の区分によるものとする。
合併と同時に、町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
合併後、逐次制定し、施行させるもの。

1 4 事務組織及び機構の取扱い

新町における事務組織及び機構については、「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき、整備を行うものとする。

新町における事務組織・機構の整備方針

- 1 基本的な整備方針
 - (1) 行政サービスの低下をきたさないよう、住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 - (2) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
 - (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
 - (4) 簡素で効率的な組織・機構
 - (5) 地方分権に柔軟に対応することができる組織・機構
- 2 新町における機能分担
 - 本庁機能
新町全体に係る総合的な行政機関とする。
 - 総合支所機能
旧洞爺村の区域を所管区域とし、地域に関する施策を企画するなどの機能をもつ行政機関として位置付ける。
総合支所長については、総合支所を総括し、職員の指揮監督をするその責務を担任する。
 - 支所機能
地区住民に最も身近な行政拠点としての日常性の高い行政サービスの提供を行うものとする。

- 3 新町の行政機構イメージ
 - (1) 新町の組織は本庁と総合支所とし、合併時における2町村の現有庁舎を有効活用する。
 - (2) 議会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会は、合併時までに調整する。
 - (3) 現洞爺湖温泉支所は現行のとおりとする。
 - (4) その他出先機関は、現行のまま存続し、新町で再編の検討をする。

1.5 一部事務組合等の取扱い

- 1 一部事務組合、広域連合及び協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において加入し、必要な手続きを行うものとする。
ただし、常設消防については、西胆振消防組合と伊達市消防を合併時までに再編する方向で調整する。
- 2 支庁管内公平委員会及び胆振西部6市町村介護認定審査会については、存続することとし、構成市町村と協議を行い、調整する。
- 3 虻田町の土地開発公社については、新町において存続するものとする。
ただし、現有する債権及び債務については、合併時までに調整する。

1.6 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平性の原則から適正な料金のあり方について、新町において引き続き検討をする。
- 2 手数料については、2町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。

1.7 公共的団体の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、新町の速やかな一体性を確保するため、これまで各団体等の経緯、実情を考慮しながら、各団体等における自主的な協議を踏まえ、調整に努めるものとする。

1.8 補助金、交付金等の取扱い

各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについては、2町村の従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性、公平の原則の観点から見直しを行うものとし、補助金等の適正化について引き続き検討をし、新町において調整する。

- 1 2町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- 2 2町村それぞれ独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、その目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金については、統合又は廃止するよう調整する。

1 9 町名、字名の取扱い

- 1 2 町村の町、字の区域は現行のとおりとする。
- 2 字の名称については、従前のとおりとし、「字」の表記については削除する。
- 3 虻田町の字名については、合併時までには検討する。

2 0 慣行の取扱い

- 1 町章については、住民の意向を踏まえて、合併時までには定めるものとする。
- 2 町の花・木、町民憲章については、新町において、住民の意向を踏まえて、新たに制定する。
- 3 各種宣言については、合併時に廃止し、新町において新たに制定する。
- 4 表彰については、2 町村の現行制度を尊重し、新町において調整する。
ただし、職員勤続表彰については、合併時に廃止する。
- 5 名誉町村民顕彰については、合併時に廃止する。

2 1 国民健康保険事業の取扱い

- 1 保険税（料）の賦課方式については、「税方式」に統一する。
- 2 税率及び軽減率等については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後 3 年目から段階的に調整し統一する。
但し、税率については平準化を図るため、応益割を調整する。
合併年度及びそれに続く 5 年度間不均一課税とする。
- 3 保険税の納期については、税額を考慮し、虻田町に統一する。
- 4 保険給付については、現行のとおり新町において実施する。
- 5 保険事業については、現在行っている事業については新町において継続して実施する。

2 2 介護保険事業の取扱い

- 1 保険料については、新町における第 3 期介護保険事業計画（平成 1 8 年度から 5 年計画）の策定において、保険料を設定する。
- 2 保険料の納期については、虻田町に統一する。
- 3 保険料減免については、国（社会保障審議会）において、所得段階第 2 段階に対する減免が検討されているので、その動向を見ながら検討する。

2 3 コミュニティ関係事業

- 1 自治会の区域等については、現在の 4 3 自治会を基本的に現行のとおり引き継ぐものとする。
ただし、新町において自治組織のあり方や区域等について、協議会を設置し検討する。
- 2 連合自治会組織については、新町において一つの連合自治会組織を置くものとする。
- 3 自治会運営交付金及び自治会長手当については、合併時までには虻田町の例により調整する。

2.4 姉妹都市・友好都市

盟約都市及び姉妹町については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2.5 電算システム

電算システム事業については、電算システム統合化基本計画を策定し、住民サービスの低下をまねかないよう、また、システムの必要性を調整し、合併時までに統合する。

2.6 広報公聴関係事業

- 1 広報紙については、合併時までに「仮称広報編集委員会」で検討し、新町においての発行日は、毎月10日とする。
また、配布方法については、現行のとおりとする。
- 2 町勢要覧については、新町において新たに作成する。
- 3 行政懇談会等の公聴については、町政における住民要望の手法として新町において調整する。
- 4 ホームページについては、合併時に委員会等を組織し、具体的に検討を行い、新たに開設する。

2.7 納税関係事業

- 1 納税貯蓄組合については、現行のとおり存続し、新町に引き継ぐものとする。
- 2 納税貯蓄組合補助金については、虻田町の例により新町において縮減で調整する。
ただし、補助金のうち設立奨励金は、廃止する。
- 3 納税貯蓄組合連合会については、現行のとおり存続し、新町において統合する。

2.8 防災関係事業

- 1 防災計画については、新町において新たに策定する。
- 2 新町地域防災計画が策定されるまでの間は、現行の地域防災計画を運用することとし、防災担当部門、防災会議、災害対策本部及び避難場所については、合併時までに調整する。
- 3 防災行政無線については、現状の設備をもとに、合併後に再編する。
- 4 消防後援会組織については、合併後、消防組織の再編にあわせて、検討を行うものとする。

2.9 地域交通関係事業

- 1 生活路線バス維持事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、生活交通の確保や利便性の向上のため、総合的に調整を図るものとする。
- 2 交通安全推進委員会については、合併時に統合する。

3.0 障害者福祉事業

国及び道の制度に基づく事業については、現行のとおり新町において存続する。

3 1 高齢者福祉事業

- 1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。
- 2 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 3 高齢者入浴券交付事業については、当面は現行のとおり実施するが、新町において段階的に制度の統一化を図る。
- 4 高齢者敬老祝金品贈呈事業及び長寿まつり事業については、新町において見直しをし実施する。
- 5 その他の事業については、新町において、事業内容及び利用料等の見直しをし実施する。

3 2 児童福祉事業

- 1 次世代育成支援行動計画については、新町において統一した計画を策定する。
- 2 児童手当等、国の制度に基づく事業については、現行のとおり新町において実施する。
- 3 子育て支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 児童デイサービス事業については、新町において引き続き実施する。

3 3 保育事業

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
ただし、へき地保育所の設置において、入所児童の減少など運営が困難なへき地保育所については、順次統廃合を実施する。
- 2 保育料については、虻田町の例により、統一した保育料を設定する。
- 3 へき地保育所の保育料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4 障害児保育、乳幼児保育については、現行のとおり引き継ぎ、新町においての実施については検討を行うものとする。
- 5 保育所給食については、民間委託、完全給食の実施を検討し、合併後に適時移行するものとする。
- 6 保育所広域入所については、現行のとおり新町において実施する。

3 4 その他の福祉事業

- 1 福祉バスの運行については、新町において再編する。
- 2 移送サービスについては、新町において再編する。また、対象者及び利用料等の調整を行う。
- 3 戦没者追悼式については、現行のとおり新町において実施する。
- 4 応急生活資金貸付については、合併時に廃止する。
- 5 北海道医療給付事業（重度・母子・乳幼児）については、現行のとおり新町において実施する。

3 5 保健衛生事業

各種検診・予防接種については、合併時までには実施方法等を調整し、新町において継続して実施する。

3 6 健康づくり事業

- 1 健康日本21計画については、新町において新たに計画を策定する。
- 2 保健（健康）センター施設については、現行のとおり引き継ぎ、新町において一元化して管理する。
- 3 各種検診及び健康相談については、合併時まで実施方法を統一し、新町において継続して実施する。
- 4 母子栄養強化事業については、現行のとおり存続し、新町において調整する。
- 5 健康づくり推進委員会及び保健推進委員の設置については、存続する。

3 7 医療施設関係事業

- 1 洞爺村診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 地域医療対策事業及び1次2次救急医療対策事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。

3 8 環境対策事業

- 1 公害対策審議会は新町に引き継ぎ、廃棄物減量等推進審議会については、合併後に再編する。
- 2 公害対策に係る各種協定については、新町に引き継ぐものとする。
- 3 河川等水質検査については、新町において引き続き実施する。
- 4 こん虫等の駆除については、新町において引き続き実施する。
- 5 火葬場については、現行のとおり引き継ぎ、新町において統廃合の検討を行う。
- 6 墓地・霊園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 廃棄物処理計画については、新町において新たに策定する。
- 8 ごみ収集については、合併時まで収集方法を統一する。
- 9 コンポスト購入助成事業については、新町においてごみの減量対策の一環として、新町において継続して実施する。
- 10 ごみステーション設置事業については、継続して実施するが、新町においてあり方等の調整を行うものとする。
- 11 最終処分場については、モニタリング調査の結果を踏まえ、合併時まで廃止する。
- 12 焼却場については、現行のとおり引き継ぎ、新町において施設の解体を行うものとする。

3 9 農林水産関係事業

農業関係

- 1 標準小作料については、新町において一本化する。
- 2 農地基本台帳については、新町において虻田町方式に統一する。
- 3 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。
- 4 担い手農家育成、土づくり対策事業は合併後再編し、及び新規就農促進対策事業については、事業の一層の充実と推進を図るため、実施継続する。
- 5 農業地域活性化イベントについては、新町に引き継ぐものとする。
- 6 農業振興団体補助については、合併後、補助内容等を調整し、実施する。
- 7 利子補給等については、新町において引き続き実施する。

- 8 農業研修センター等農業施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。また、管理、運営については、一元化を図るよう努めるものとする。
- 9 国及び北海道の補助事業（継続事業）については、新町に引き継ぐものとする。

畜産関係

- 1 畜産対策補助については、新町にすべて引き継ぎ、再編し実施する。
- 2 家畜排せつ物の処理及び利用促進については、合併後再編する。

林業関係

- 1 地域森林計画・市町村森林整備計画については、新町において一本化し新たに策定する。
- 2 流域森林総合整備推進事業等の国及び北海道の補助事業（継続事業）については、新町に引き継ぐものとする。
- 3 森林保護事業については、存続する。
- 4 有害鳥獣駆除会については、合併後統合する。
- 5 森林組合及び森林国営保険については、継続し加入する。
- 6 北海道指定の樹木については、新町に引き継ぐものとする。

水産関係

- 1 内水面漁業振興については、現行のとおり新町において引き継ぎ実施する。
- 2 漁業系廃棄物処理対策事業については、存続する。
- 3 水産関係団体及び事業の補助については、新町において調整する。
- 4 国及び北海道の補助事業（継続事業）については、新町に引き継ぐものとする。

4 0 商工観光関係事業

商工関係

- 1 商工会補助金については、2 町村商工会の組織についての協議を踏まえ、新町において補助基準を調整する。
- 2 中小企業振興資金については、新町において新たに再編する。
- 3 雇用対策及び冬季就労対策について、新町において実施できるよう調整する。

観光関係

- 1 観光協会補助金については、観光協会の組織についての協議を踏まえ、新町において調整する。
- 2 観光イベントについては、現状のとおり存続し、事業の統廃合については、新町において検討をする。
- 3 観光施設の運営管理については、新町に引き継ぎ、民間委託も踏まえ、新町において調整する。

4 1 建設関係事業

都市計画関係

- 1 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 都市計画街路事業及び都市公園事業については、新町において継続して実施する。
- 3 都市計画審議会については、新町において再編する。

土木関係

- 1 道路台帳については、現行のとおり新町に引き継ぎ、統合を図る。
- 2 道路維持管理及び除雪については、民間委託を推進する。
- 3 河川維持管理については、新町において継続して実施する。
- 4 排水路整備事業については、新町において継続して実施する。
- 5 道路・河川占用料については、合併時に再編し統一する。

市街地活性化

中心市街地活性化計画に基づく市街地等の整備については、新町において継続して実施する。

公営住宅関係

- 1 公営住宅整備計画については、新町において現行のプランを踏まえ、新たに策定する。
- 2 公営住宅管理等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、家賃算定に係る係数の取扱い等、差異があるため、新町において条例・規則を整備し一元化を図る。ただし、5年間以内の調整期間を設けるものとする。
- 3 公営住宅入居者選考委員会については、合併時に再編する。

4 2 上下水道事業

水道事業

- 1 組織については合併時に統合。会計については、虻田町水道事業は公営企業会計、洞爺村簡易水道事業は特別会計としてそのまま新町に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3 水道利用加入金については、合併時に統一する。
- 4 水道関係手数料については、合併時まで再編し統一する。
- 5 水道料金の徴収、検針については、現行のとおりとするが、将来的に民間委託できるように合併後調整を図る。
- 6 水源施設の維持管理については、新町において、民間委託に向けた検討を行うものとする。
また、水質検査体制については、合併時に統一する。
- 7 拡張・整備・改良計画については、新町において新たに策定する。
- 8 水道施設台帳については、現行のとおり引き継ぎ、新町において統一システム導入の検討を行う。

下水道事業

- 1 組織及び会計については、合併時に統合する。
- 2 下水道使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、健全経営の観点から適正な料金を検討し、合併後3年以内に新料金を設定する。
- 3 受益者負担金（分担金）については、地域性を考慮し現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 下水道整備事業については、現行のとおり新町において継続して実施する。
- 5 下水道整備計画については、新町において新たに策定する。
- 6 下水道関係手数料については、合併時に統一する。
- 7 下水道台帳については、現行のとおり引き継ぎ、新町において統一システムの導入の検討を行う。

4 3 学校教育事業

学校教育

- 1 通学区域については、現状のまま存続するが、新町において一部再編を検討する。
- 2 通学バスについては、現行のとおりとする。
- 3 洞爺高校及び寄宿舍の運営については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 虻田町の奨学金制度については、現行のまま新町において実施する。

学校給食センター

- 1 給食費については、合併時に調整し統合する。
- 2 給食センター施設については、現状のまま新町に引き継ぎ、当面は2ヶ所での運営とするが、施設の老朽化や経費の削減ため、1ヶ所に統合して運営していくことが望ましいので、新町において統合を検討する。

4 4 社会教育事業

- 1 社会教育関係事業については、新町において再編し実施する。
- 2 各種委員会・団体等については、新町において統合・再編する。
- 3 社会教育関連施設の管理運営については、新町において調整・再編を行う。
- 4 町村指定文化財については、現状のまま引き継ぎ、新町において新たに指定する。

4 5 その他の事業

- 1 特別職報酬等審議会及び選挙管理委員会については、新町において新たに設置する。
- 2 臨時職員等については、新町において必要度や専門性等を勘案し、雇用を行うものとする。なお、賃金については新町において調整し、統一化を図る。
- 3 防犯灯等の設置及び維持費助成制度については、合併時まで調整する。
- 4 難視聴対策については、現行のとおり新町に引き継ぎ、デジタル化移行を図る。
また、難視聴地域については、その解消に努めるものとする。
- 5 地域情報化については、洞爺村の例により「電子自治体推進計画（仮称）」を策定する。
- 6 地籍調査事業については、新町において継続して実施する。
- 7 洞爺村国際彫刻ビエンナーレ事業等及び芸術文化振興については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 8 洞爺村青年海外長期研修事業については、新町において検討する。

(別紙)

虻田町及び洞爺村の廃置分合に伴う地域審議会の設置 に関する協議書

平成18年3月27日から虻田郡虻田町及び虻田郡洞爺村を廃し、その区域をもって新たに「虻田郡洞爺湖町」を設置することに伴う地域審議会について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)により、下記のとおり定めるものとする。

記

虻田町及び洞爺村地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名 称	設置の区域
虻田地区地域審議会	合併前の虻田町の区域
洞爺地区地域審議会	合併前の洞爺村の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から6年以内とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、設置区域に係る新町建設計画の変更及び執行状況並びにその他町長が認める事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

2 審議会は、設置区域に係る新町建設計画の執行状況及びその他必要と認める事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、それぞれ委員10名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体に属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
- 4 委員の報酬は日額とし、報酬の額及び支給方法は別に定める。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、本庁及び総合支所において処理する。

(補則)

第10条 審議会の会務運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

調 印 書

虻田郡虻田町及び虻田郡洞爺村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく虻田町・洞爺村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年 3月28日

虻 田 町 長

.....

洞 爺 村 長

.....